

# 災害廃棄物処理に関する 事例発表・意見交換

令和 元年 10月 7日（月）

公益社団法人北海道産業資源循環協会

事務局次長 星賀 均

# 地震の概要

## 1 発生日時

平成30年9月6日 午前 3時 7分

## 2 震源及び規模

震源地:胆振東部地方中東部(北緯42.7度、東経142度)

規模:マグニチュード6.7

震源の深さ:37km

## 3 被害状況

### (1) 人的被害

死者41人 重症18人 軽傷731人

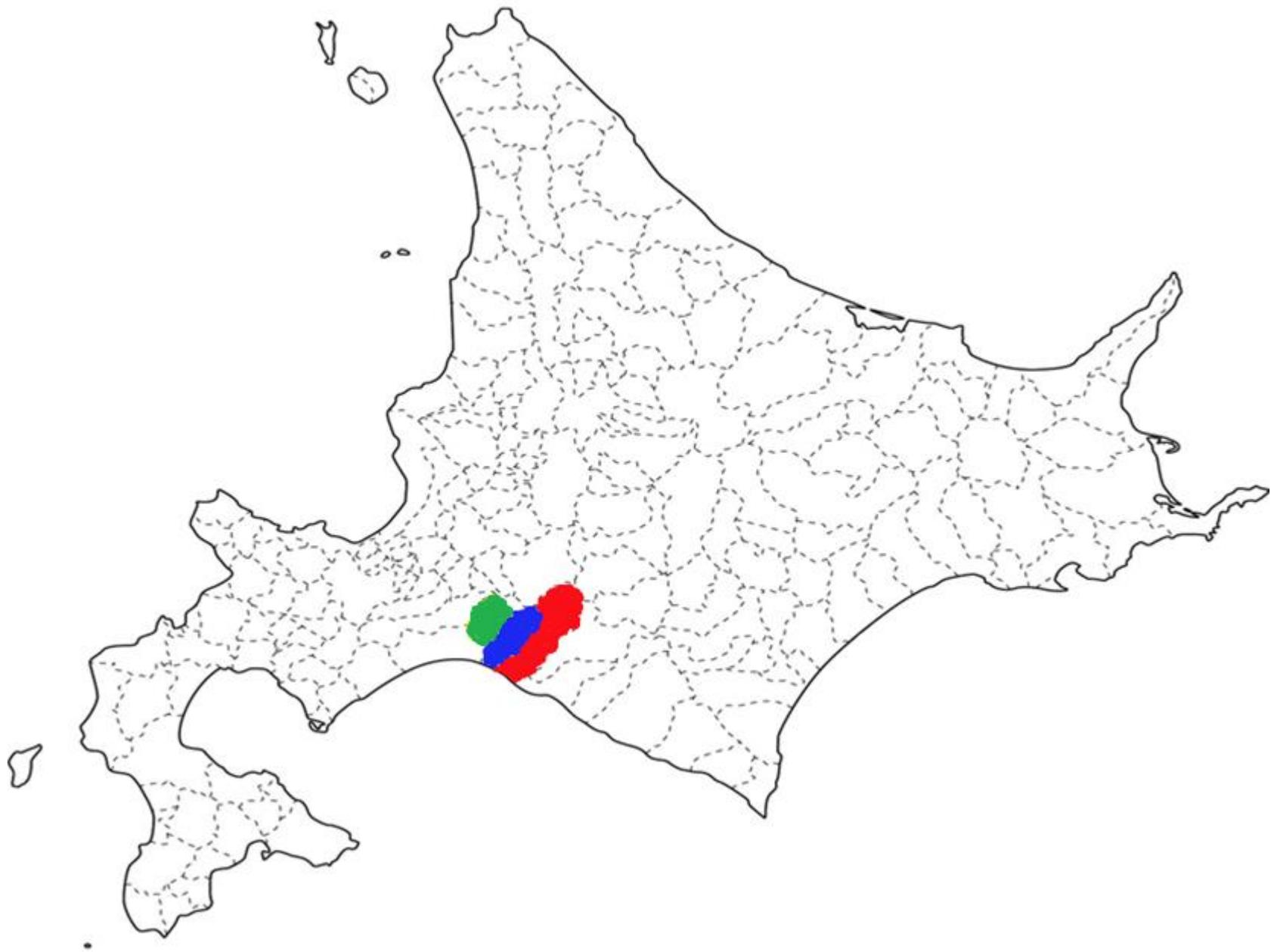
### (2) 建物被害

#### ア 住宅被害

全壊 409棟 半壊1,262棟 一部損壊8,463棟

#### イ 非住宅被害

全壊1,091棟 半壊1,168棟 一部損壊3,371棟



# 現地における支援の状況

平成30年9月14日～12月28日

	業務内容	厚真町	むかわ町	安平町	計
車両 (台)	塵芥車	161	78	17	256
	ダンプ等	211	48	31	290
	バックホウ	37		7	44
作業員 (人)	運転手	407	126	57	590
	作業員	574	110	50	734
処分 (t)	可燃ごみ焼却	156	312	52	520
	不燃ごみ埋め立て	156		13	179
	可燃ごみRDF化	151	44	41	236
	木くず燃料化・原料化	286	228	358	872
	がれき類の再生骨材化	140			140
	小家電等リサイクル	45			45
	金属類等有価買い取り	207			207

# 受託実績

	厚真町	むかわ町	安平町
処理量	1,141 t	584 t	464 t
延作業人員	574人	110人	50人
処理期間	9/15～ 11/22	9/18～ 10/31	10/24～ 12/12
作業日数	47日	19日	34日
処理費用	86,759千円	22,109千円	20,679千円

# 災害廃棄物処理支援で 見えた諸課題

# 1 初期対応の遅れ

- 北海道災害廃棄物処理計画は作成されていたが、策定したばかりだったので十分活用されなかった。
- 災害廃棄物の処理責任が明確にされていなかった。
- 市町村担当者が、大規模災害の対応未経験であったため、初期対応の重要性を理解していなかった。
- 平時の一般廃棄物の処理は広域の事務組合で処理しているため、市町村担当者が廃棄物処理の実務を熟知していなかった。
- 人命救助及びライフラインの復興が第一優先対応であるため、廃棄物の対応者が手薄であった。
- 現状把握、伝達が遅れたため、初動対応が遅れた。

## 何が起きたか!!

- 災害廃棄物が無秩序に周辺に出され始めた。
- 廃棄物処理未経験者に処理委託されたことで、不適正な保管が生じた。
- いつまでたっても被害状況が把握できず発生量の予測が出来ないため、必要な処理体制の確保遅れた。
- 処分先が確保できず奔走することとなった。

## 結果として

- 処理日数と処理費用に大きな差がでることとなった。

## 2 「災害廃棄物」の定義や解釈が不明瞭

- そもそも「災害廃棄物」の明確な定義がない。
- 災害に伴って発生した廃棄物のすべてがいわゆる災害廃棄物となる訳ではない。
- 災害廃棄物は一般廃棄物と解釈されている。
- 災害補助の対象となるのは一般住民及び中小業者が排出した災害廃棄物とされている。
- 損壊家屋は、損壊の程度により災害廃棄物に該当しない。
- 半壊家屋の解体に伴って発生した廃棄物であっても、市町村が処理する場合は災害補助の対象となるが、一廃扱いなのか産廃扱いなのかは曖昧。

# 「災害廃棄物」

廃棄物処理法においては、「災害廃棄物」の内容や種類等について定義されていない。

法第二条の三 **非常災害により生じた廃棄物**は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 **非常災害により生じた廃棄物**は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

# 環境省告示第七号（平成28年1月21日変更） 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針

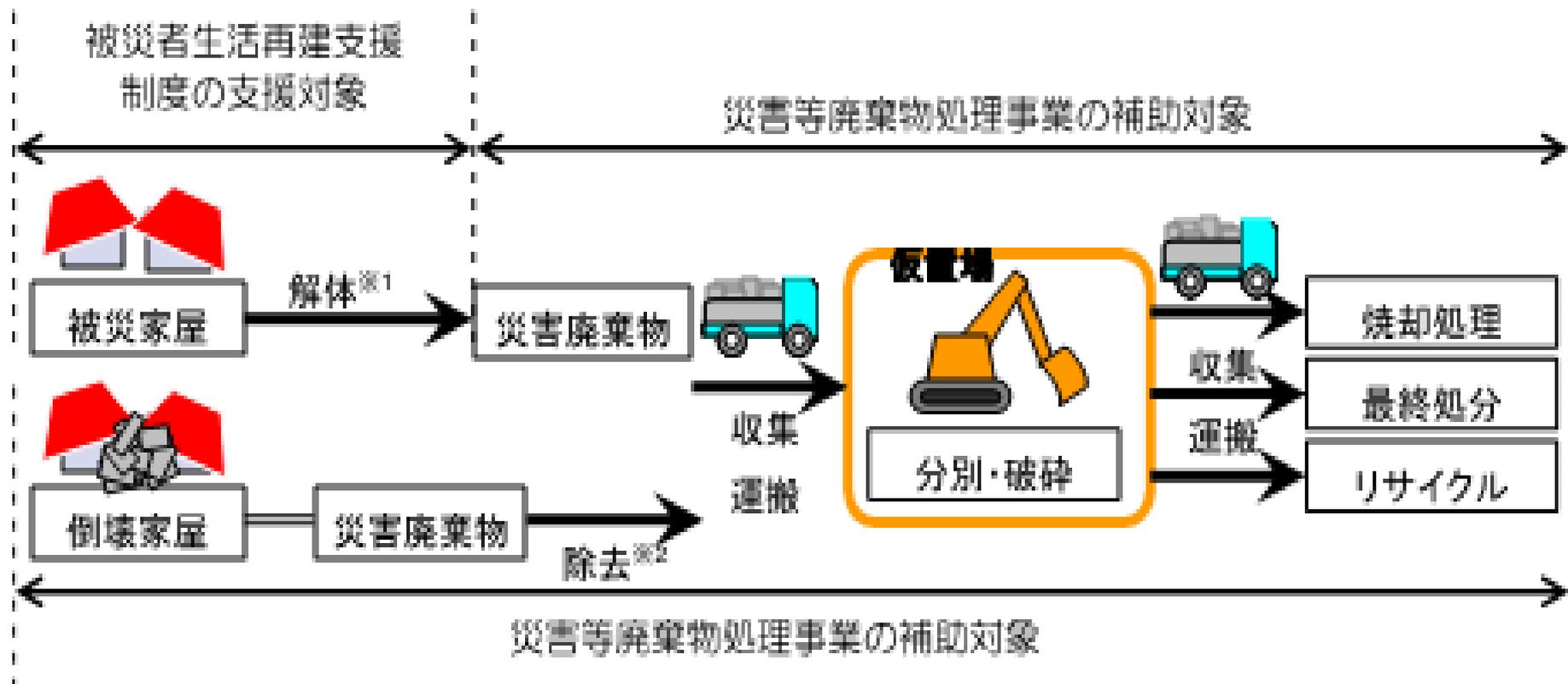
五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

## 1 施策の基本的考え方

**非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）**は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない

**非常災害により生じた廃棄物**は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない

## 被災家屋の解体・除去に係る考え方



※1 被災家屋の解体：災害復旧工事として取り扱われ、解体業者、建設業者が受注

※2 廃棄物の除去：廃棄物の処理と見なされ、廃棄物収集・処分業者が受託

### 3 災害廃棄物処理の受託にあたっての諸課題

- 全ての再受託者と実施町村毎に委託契約を締結する必要があり、多者に再委託した場合は契約事務が負担となる。
- 市町村との委託契約に、想定される再受託者を明記しなければならない。
- 協会では処理単価を設定していないので、市町村に対する見積書の作成に戸惑った。
- 再委託は事後契約となってしまう、業務終了後に共通の契約単価を設定することになる。
- 公益法人のため収益を出せない、市町村との契約額と再委託先の支払額の調整が必要である。
- 一次受託者は現場に監督員を置く必要があり、複数の市町村から受託した場合、多数の監督員が必要となる。
- 業務管理が煩雑で実績報告書の作成に時間を要するため、部分払いが難しい。

## 4 処理体制確保に関する諸課題

- 保管場所の管理は一廃の処理経験者でないと難しい。
- 処理の時期によって必要な車種等が異なる。
- 支援自治体によって搬入車両の制約が異なる。
- 自治体の受け入れは制約が多く、乗り入れ施設で処理せざるを得ない状況が発生する。
- 発生量予測が遅れると、発生量に後追いして処理業者を調達しなければならない。
- 保有資機材調査は機能せず、再受託者の調達に奔走した。
- 公益法人のため収益を出せず、市町村との契約額と再委託先の支払額のピンポイントな調整が必要であった。

## 5 処理現場で発生した課題

- 首長は被災者目線になりやすく、規制を避けたがる。
- 非常時を理由に何でも有りにされトラブルを招きやすい。
- 危険ごみの混入や、便乗ごみが搬入された。
- 多数の事業者を調達するので、現場の指揮が煩雑となるほか、業務管理の事務量が膨大となる。
- 災害補助の対象となるため、申請や査定に必要な証拠書類を全て確保し整える必要があり、事務量が膨大であった。
- 再委託で乗り入れ施設を活用した場合、中間処理後一般廃棄物の委託処理（再々委託）ができない。
- 現場での事故や労災事故に対する責任が明確でなかった。

# 希望する要望事項

- 単価設定の参考となる実勢処理単価の定期的な調査・取りまとめ
- 再委託業務に対する、調達、管理、支払、実績報告等、一連の作業マニュアルの作成
- 再委託業者の業務実績等を一元的に管理・集計できるフォーマットの作成
- 中間処理後災害一般廃棄物の再々委託の特例化
- 安定型最終処分場乗り入れ特例の常設化